

日本版DMOの登録に関する要領  
～日本版DMOを核とする観光地域づくりに向けて～

平成27年11月18日  
一部改正 平成29年 2月28日  
一部改正 平成29年 9月26日  
一部改正 平成29年11月28日  
一部改正 平成30年12月27日  
観 光 庁

## I 背景

人口減少・少子高齢化に直面する我が国の最重要課題である「地方創生」において、観光は旺盛なインバウンド需要の取り込みなどによって交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力となります。

こうした取組を進めるためには、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす「日本版DMO」(Destination Management / Marketing Organization)を、今後、全国各地域において形成・確立し、これを核とした観光地域づくりが行われることが必要です。

なお、日本版DMOの詳細については、「「日本版DMO」形成・確立に係る手引き」をご参照下さい。(観光庁HPからダウンロード可能です。)

URL: [http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04\\_000049.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000049.html)

## II 日本版DMO登録制度

### 1. 目的

このような背景を踏まえ、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人である日本版DMOの形成・確立を支援するため、観光庁において日本版DMO及びその候補となりうる法人(以下「日本版DMO候補法人」という。)を登録する制度を創設します。

この日本版DMO登録制度により、

- (1) 地域の取組目標となる登録要件の提示による日本版DMOの形成・確立の促進
- (2) 関係省庁が日本版DMOの形成・確立を目指す地域の情報を共有することによる支援の重点化
- (3) 日本版DMOの間の適切な連携を促すことで、各法人間の役割分担がされた効果的な観光地域づくり等を実現することとしております。

## 2. 登録の区分

日本版DMOについては、その役割・目的、ターゲットなどに応じて、広域的なエリアから小規模なエリアまで、様々な単位のエリアをマーケティングしマネジメントすることが考えられます。

このような基本的認識の下、日本版DMO及び日本版DMO候補法人の登録に当たっては、以下の3区分での登録を行います。

### ○広域連携DMO

- ・ 複数の都道府県に跨がる地方ブロックレベルの区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

### ○地域連携DMO

- ・ 複数の地方公共団体に跨がる区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

### ○地域DMO

- ・ 原則として、基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

※広域連携DMO及び地域連携DMOの形成・確立に当たっては、連携する地域間で共通のコンセプト等が存在する場合は必ずしも地域が隣接している必要はありません。

## 3. 登録要件及び登録のフロー

登録を希望する法人は、日本版DMO形成・確立計画（以下「形成計画」という。）を作成し、観光庁長官に提出します。

なお、形成計画の提出に当たっては、関係する都道府県及び市町村と連名で提出するものとします。

また、日本版DMO候補法人については、登録申請の時点で実際に存在し活動している必要はなく、今後法人を立ち上げる構想や意欲を有する場合は構想段階での登録申請が可能です。

具体的な登録要件は以下のとおりです。

(1) 日本版DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成

◎ 以下の①～④のいずれかに該当する又は該当する予定であること

- ①取締役、理事など日本版DMOの意思決定に関与できる立場で行政、文化、スポーツ、農林漁業、交通等の幅広い分野の関係団体の代表者が参画すること
- ②日本版DMOの組織内に行政や関係団体をメンバーとするワーキンググループなどの委員会等を設置すること
- ③日本版DMOが行う取組に関する連絡調整を行うため、行政や関係団体から構成される協議会等をDMOとは別に設置すること
- ④その他、関係者の合意形成が有効に行われる仕組みが存在すること

(2) 各種データ等の継続的な収集・分析、データ等に基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、K P I の設定・P D C A サイクルの確立

◎ 以下の①～③の全ての取組を日本版DMOが行う又は行う予定であること

①各種データ等の継続的な収集・分析

②データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略の策定（地方公共団体が策定する観光振興計画が存在する場合は、当該計画と戦略との整合性が留意され、当該計画の策定・見直し等への関与がなされること）

③K P I の設定（少なくとも旅行消費額、延べ宿泊者数、来訪者満足度、リピーター率の4項目については必須とする。この他に各日本版DMOが独自にK P I を設定することも可能）・P D C A サイクルの確立

(3) 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーション

◎ 以下の①～③の全ての取組を日本版DMOが行うこと又は行う予定であること

①地域社会とのコミュニケーション・地域の観光関連事業者への業務支援を通じて、戦略を多様な関係者間で共有すること

②地域が観光客に提供するサービスについて、維持・向上・評価する仕組みや体制を構築すること

③観光客に対して地域一体となって戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーションを行うこと

(4) 日本版DMOの組織

◎ 以下の①～③の全てに該当する又は該当する予定であること

①法人格を取得していること

②意思決定の仕組みが構築されていること

※日本版DMOの業績について対外的に最終的な責任を負う者が明確化されていること

③専門人材が存在すること

※データ収集・分析等の専門人材（CMO：チーフ・マーケティング・オフィサー等）がDMO専従で最低一名存在していること又は確保する予定であること

(5) 安定的な運営資金の確保

◎ 日本版DMOが自立的・継続的に活動するための安定的な運営資金が確保される見通しがあること

※資金確保の手段としては、収益事業（物販、着地型旅行商品の造成・販売等）、特定財源（法定外目的税、分担金）、行政からの補助金・委託事業等が想定されます。

#### 4. 日本版DMO候補法人の登録

観光庁長官は、提出のあった形成計画に関し、登録要件を満たしていると認められるときは、日本版DMO候補法人として登録をするものとします。

#### 5. 形成計画の公表

日本版DMO候補法人の形成計画については、原則、観光庁ホームページで公表します。なお、形成計画の公表を希望しない日本版DMO候補法人は、観光庁まで連絡して下さい。

#### 6. 自己評価の実施

日本版DMO候補法人は、K P I の設定・P D C A サイクルの導入を行い、少なくとも年1回、取組に関する自己評価を実施し、その結果を事業報告書（※所定の様式）にまとめ、観光庁に報告することが必要です。

なお、報告の時期については、法人の行う取組の実施状況等に応じて、適切だと判断する時期に報告することで可能とします。

#### 7. 日本版DMO候補法人に対する支援

日本版DMO候補法人に対しては、内閣府の地方創生推進交付金による支援の対象となり得ることに加え、日本版DMO候補法人及びこれと連携して事業を行う関係団体に対して、観光庁をはじめとする関係省庁で構成される「日本版DMO」を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チームを通じて、

- ・関係省庁の支援の重点実施
- ・観光地域づくりに関する相談等へのワンストップ対応
- ・関係省庁の政策に関する情報提供

等の重点的支援を実施する予定です。

#### 8. 登録内容の変更

日本版DMO候補法人は、登録の内容を変更しようとするときは、登録に係る形成計画について必要な見直しを行い、変更申請書及び見直し後の形成計画を、観光庁長官に提出します。

#### 9. 日本版DMOの登録

観光庁長官は、日本版DMO候補法人より提出される事業報告書、形成計画及びそれらの添付書類の記載内容等に基づき、本要領のⅡ3に示す全ての登録要件について、「今後該当する予定」ではなく「既に該当している」と認められるときは、日本版DMOとして改めて登録するものとします。

なお、本要領のⅡ5～8については、日本版DMOについても同様の取り扱いとします。

### Ⅲ 募集期間及び応募書類の提出方法

#### 1. 募集期間

平成27年12月15日から開始します。

#### 2. 提出方法

##### (1) 応募書類

応募書類については、下記3.の提出先まで電子メールで提出してください。

なお、申請様式については別添のとおりです。観光庁内HPからダウンロードして使用してください。

URL:[http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04\\_000049.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000049.html)

電子メールによる送付に当たっては、申請書類を「(日本版DMO候補法人の名称).pdf」の名称の1つのPDFファイルに統合した上で、下記のEメールアドレス宛てに送付してください。

##### (2) 報告書類

事業報告書についても、上記のURLから所定様式をダウンロードして作成の上、添付書類と併せて下記3.の提出先まで電子メールで提出してください。

#### 3.提出先

Eメールアドレス：[hqt-dmo@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-dmo@gxb.mlit.go.jp)

### Ⅳ 問い合わせ先

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課

茂原、丹下

電話：03-5253-8328